



発行 新潟県

**第 17 号**

令和3年3月2日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 209 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 210 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 211 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 212 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 213 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 214 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 215 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 216 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 217 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 218 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 219 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 220 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 令和3年度前期技能検定の実施（職業能力開発課）
- 令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築住宅課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

企業局管理規程

- 3 新潟県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程（企業局施設課）

告 示

◎新潟県告示第209号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和3年3月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 中条中央病院
- 2 所 在 地 胎内市西本町12番1号
- 3 有効期間 令和3年3月7日から  
令和6年3月6日まで

◎新潟県告示第210号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営五十公野中央地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

令和3年3月3日から令和3年3月30日まで

## 3 縦覧に供する場所

新発田市役所地域整備庁舎

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第211号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営中浦第2工区地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月2日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

令和3年3月3日から令和3年3月30日まで

## 3 縦覧に供する場所

新発田市役所地域整備庁舎

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第212号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営上中山地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月2日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間  
令和3年3月3日から令和3年3月30日まで

3 縦覧に供する場所  
新発田市役所地域整備庁舎

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第213号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成29年3月10日新潟県告示第250号）を次のとおり解除する。

令和3年3月2日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山田1地区	長岡市寺泊山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田2地区	長岡市寺泊山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第214号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成28年11月15日新潟県告示第1175号）を次のとおり解除する。

令和3年3月2日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中沢地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第215号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月15日新潟県告示第370号）を次のとおり解除する。

令和3年3月2日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中通り・江入(1)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第216号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成29年3月10日新潟県告示第251号）の指定を解除する。

令和3年3月2日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山田1地区	長岡市寺泊山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田2地区	長岡市寺泊山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第217号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成28年11月15日新潟県告示第1176号）の指定を解除する。

令和3年3月2日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中沢地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦

覧に供する。)

### ◎新潟県告示第218号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年3月15日新潟県告示第371号）の指定を解除する。

令和3年3月2日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中通り・江入(1)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

### ◎新潟県告示第219号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年3月2日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山田1地区	長岡市寺泊山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田2地区	長岡市寺泊山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中沢地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中通り・江入(1)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

### ◎新潟県告示第220号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年3月2日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山田1地区	長岡市寺泊山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

山田2地区	長岡市寺泊山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中沢地区	長岡市和島中沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中通り・江入(1)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

**令和3年度前期技能検定の実施について(公告)**

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令24号)第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和3年3月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 実施する検定職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾、造園、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。)、金属熱処理、粉末冶金(成形・再圧縮に係るものに限る。)、機械加工(普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、放電加工(数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。)、金属プレス加工、鉄工(製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。)、建築板金、仕上げ、切削工具研削(超硬刃物研磨に係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て(変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、産業車両整備、鉄道車両製造・整備(内部ぎ装、配管ぎ装及び電気ぎ装に係るものに限る。)、建設機械整備、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作に係るものに限る。)、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)、建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。)、プラスチック成形(射出成形に係るものに限る。)、強化プラスチック成形(手積み積層成形に係るものに限る。)、石材施工(石張りに係るものに限る。)、酒造、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、セメント系防水工事、シーリング防水工事、FRP防水工事及び改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事に係るものに限る。)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事、木質系床仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。)、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。)、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装(建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。)、商品装飾展示及びフラワー装飾

(2) 3級

園芸装飾、造園、機械加工(普通旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、仕上げ(機械組立仕上げに係るものに限る。)、機械検査(学科に係るものに限る。)、電子機器組立て、建築大工(学科に係るものに限る。)、左官、ブロック建築、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾

(3) 等級を区分しないもの(単一等級)

路面標示施工

2 試験の方法

試験は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(ア) 1級及び単一等級

検定職種	受検手数料	
	一 般	在 校 生

園芸装飾、造園、鋳造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、建設機械整備、家具製作、建具製作、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、商品装飾展示、フラワー装飾、路面標示施工	17,300円	11,500円
婦人子供服製造	14,300円	9,500円

(イ) 2級及び3級

検定職種	受検手数料			
	35歳以上		35歳未満	
	一般	在校生	一般	在校生
園芸装飾、造園、鋳造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、建設機械整備、家具製作、建具製作、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示、フラワー装飾	17,300円	11,500円	8,300円	2,900円
婦人子供服製造	14,300円	9,500円	5,300円	2,900円

注 (ア)及び(イ)において「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

注 (イ)においての「35歳未満」とは、令和3年4月1日現在において35歳に達していない者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。

イ 実施期日

令和3年6月7日（月）から令和3年9月12日（日）までの間において指定する日に行う。

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験問題は、令和3年5月31日（月）に新潟県職業能力開発協会で発表する。ただし、一部の職種については行わない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

検定職種	実施期日
3級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、舞台機構調整、商品装飾展示、フラワー装飾	令和3年7月11日(日)
1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、塗装	令和3年8月22日(日)
1級及び2級 粉末冶金、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作、商品装飾展示	令和3年8月29日(日)
1級及び2級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾 単一等級 路面標示施工	令和3年9月5日(日)

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ウ 受検手数料

エ 本人確認書類の写し

(2) 提出先

新潟県職業能力開発協会

所在地 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2(新潟県公社総合ビル4階)

電話 025-283-2155

(3) 受付期間

令和3年4月5日(月)から令和3年4月16日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検するためには原則として一定の実務経験が必要になる。

イ 申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

ウ 申請書は書留郵便で郵送し、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、申請は受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

エ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、前記1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。



## 5 受検手数料の納入方法

実技試験の受検手数料の額（前記3の(1)のアに定められた額）及び学科試験の受検手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る受検手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

## 6 合格者の発表等

## (1) 合格者の発表

3級に係るものについては令和3年8月27日（金）に、その他の等級に係るものについては令和3年10月1日（金）に、新潟県ホームページで技能検定合格者の受検番号を掲示する。

## (2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

## (3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については県知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

## 7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話：025-283-2155）又は新潟県産業労働部職業能力開発課（電話：025-280-5263）へ問い合わせること。

---

**令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について（公告）**

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和3年3月2日

新潟県知事 花角 英世

## 1 試験の日時

## (1) 学科の試験

## ア 二級建築士

令和3年7月4日（日）

午前10時10分から午後5時20分まで

## イ 木造建築士

令和3年7月11日（日）

午前10時10分から午後5時20分まで

## (2) 設計製図の試験

## ア 二級建築士

令和3年9月12日（日）

午前11時から午後4時まで

## イ 木造建築士

令和3年10月10日（日）

午前11時から午後4時まで

## 2 試験の場所

## (1) 学科の試験

## ア 二級建築士

朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6番1号

パストラル長岡 長岡市今朝白2丁目7番25号

上越人材ハイスクール 上越市高土町3丁目1番15号

## イ 木造建築士

ホテルイタリア軒 新潟市中央区西堀通7番町1574番地

## (2) 設計製図の試験

## ア 二級建築士

朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6番1号  
ハイブ長岡 長岡市千秋3丁目315番地11  
イ 木造建築士  
朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6番1号

### 3 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

#### (1) 受付期間

令和3年4月1日(木) 午前10時から令和3年4月15日(木) 午後4時まで

#### (2) 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和3年4月7日(水)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

### 4 学科の試験の免除の申請

令和元年又は令和2年の学科の試験に合格した者に限り行うことができる。免除の申請にあたっては、令和元年又は令和2年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の学科の試験の合格通知書、若しくは設計製図の試験の不合格の通知書で令和3年の学科の試験が免除できる旨が記載されたものを貼付して行うこと。

### 5 合格者の発表

令和3年12月2日(木) 頃に発表する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士試験においては令和3年8月24日(火) 頃、木造建築士試験においては令和3年9月7日(火) 頃に発表する。

### 6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和3年6月9日(水) 頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

(3) この試験に関する問合せは、以下にすること。

郵便番号950-0965 新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル3階  
公益社団法人新潟県建築士会(電話025-378-5666)

---

### 特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月2日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 1 調達件名及び数量

交通流監視用カメラ映像回線の提供契約 一式

#### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

#### 3 契約方式

一般競争入札

#### 4 落札決定日

令和3年1月8日

#### 5 落札者の氏名及び住所

東北インテリジェント通信株式会社

宮城県仙台市青葉区一番町三丁目7番1号

#### 6 落札価格

50,265,600円

#### 7 入札公告日

令和2年11月27日

- 8 落札方式  
最低価格

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第3号

新潟県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月2日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程

新潟県工業用水道条例施行規程（昭和61年新潟県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別記第1号様式</b>（第6条関係）                      （表 面）                      工業用水給水申込書                      （略）                      代表者 氏 名                      （略）</p>	<p><b>別記第1号様式</b>（第6条関係）                      （表 面）                      工業用水給水申込書                      （略）                      代表者 氏 名 <u>印</u>                      （略）</p>
<p><b>第2号様式</b>（第6条関係）                      （表 面）                      工業用水給水変更申込書                      （略）                      代表者 氏 名                      （略）</p>	<p><b>第2号様式</b>（第6条関係）                      （表 面）                      工業用水給水変更申込書                      （略）                      代表者 氏 名 <u>印</u>                      （略）</p>
<p><b>第5号様式</b>（第6条関係）                      特定使用水量申込書                      （略）                      代表者 氏 名                      （略）</p>	<p><b>第5号様式</b>（第6条関係）                      特定使用水量申込書                      （略）                      代表者 氏 名 <u>印</u>                      （略）</p>
<p><b>第7号様式</b>（第6条関係）                      給水施設工事承認申請書                      （略）                      代表者 氏 名                      （略）</p>	<p><b>第7号様式</b>（第6条関係）                      給水施設工事承認申請書                      （略）                      代表者 氏 名 <u>印</u>                      （略）</p>
<p><b>第8号様式</b>（第6条関係）                      給水施設工事承認書                      （略）                      新潟県企業局長                      （略）</p>	<p><b>第8号様式</b>（第6条関係）                      給水施設工事承認書                      （略）                      新潟県企業局長 <u>印</u>                      （略）</p>
<p><b>第9号様式</b>（第6条関係）                      給水施設工事委託申込書                      （略）                      代表者 氏 名                      （略）</p>	<p><b>第9号様式</b>（第6条関係）                      給水施設工事委託申込書                      （略）                      代表者 氏 名 <u>印</u>                      （略）</p>
<p><b>第10号様式</b>（第6条関係）                      量水器型式等承認申請書                      （略）                      代表者 氏 名</p>	<p><b>第10号様式</b>（第6条関係）                      量水器型式等承認申請書                      （略）                      代表者 氏 名 <u>印</u></p>

(略)	(略)
第11号様式 (第6条関係) 量水器型式等承認書 (略) 新潟県企業局長 (略)	第11号様式 (第6条関係) 量水器型式等承認書 (略) 新潟県企業局長 (略)
第12号様式 (第6条関係) 量水器設置届 (略) 代表者氏名 (略)	第12号様式 (第6条関係) 量水器設置届 (略) 代表者氏名 (略)
第13号様式 (第6条関係) 量水器検査請求書 (略) 代表者氏名 (略)	第13号様式 (第6条関係) 量水器検査請求書 (略) 代表者氏名 (略)
第14号様式 (第6条関係) 量水器検査済通知書 (略) 新潟県企業局長 (略)	第14号様式 (第6条関係) 量水器検査済通知書 (略) 新潟県企業局長 (略)
第15号様式 (第6条関係) 工業用水使用開始届 (略) 代表者氏名 (略)	第15号様式 (第6条関係) 工業用水使用開始届 (略) 代表者氏名 (略)
第16号様式 (第6条関係) 工業用水使用休止届 (略) 代表者氏名 (略)	第16号様式 (第6条関係) 工業用水使用休止届 (略) 代表者氏名 (略)
第17号様式 (第6条関係) 使用者地位承継届 (略) 代表者氏名 (略)	第17号様式 (第6条関係) 使用者地位承継届 (略) 代表者氏名 (略)
第18号様式 (第6条関係) 氏名等変更届 (略) 代表者氏名 (略)	第18号様式 (第6条関係) 氏名等変更届 (略) 代表者氏名 (略)
第19号様式 (第6条関係)	第19号様式 (第6条関係)

消火せん使用許可申請書 (略) 名称 (略) <b>第20号様式</b> (第6条関係) 消火せん使用許可書 (略) 新潟県企業局長 (略)	消火せん使用許可申請書 (略) 名称 <u>印</u> (略) <b>第20号様式</b> (第6条関係) 消火せん使用許可書 (略) 新潟県企業局長 <u>印</u> (略)
--	--

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。